

大泉町農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想修正版（素案）

令和3年11月

大 泉 町

目 次

まえがき	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に關 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標と すべき農業経営の指標	9
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に關す る目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	11
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第5 その他	23
別紙1 (第4の1 (1) ⑥関係)	24
別紙2 (第4の1 (2) 関係)	25
用語解説	28

まえがき

この基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、群馬県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、本町農業の現状に沿って、今後10年間を見据えて、農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定めるものです。

今回、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業へ統合一体化した農業経営基盤強化促進法の一部改正及び農業情勢等の変化を踏まえ、見直しを行ったものです。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状と振興方針

本町は、群馬県の南部に位置し、土地は平坦で町の北東部、東部、南西部に水田地帯があり、休伯川、七ヶ村用水、八瀬川用水等から水の供給を行い、米麦作を中心に野菜等との複合経営も営まれています。

農地は水田が殆どを占めていますが、大半の場合は狭く、大型機械の導入による省力化や効率化が困難となっています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足等に伴い農家戸数が減少しており、総農家数は192戸（2020年農林業センサス）で前回調査の246戸（2015年農林業センサス）から約22%減少しています。

今後は、米麦の二毛作を基本に野菜等との複合経営を促進し、農地の集団化や大区画化等により、地域農業の担い手への集積化・集約化を図るとともに、新たな農業の担い手として野菜等の高収益作物栽培を中心とした新規就農者を育成する等、地域に即した農業の発展を目指します。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとします。

2 農業構造の現状と見通し

本町の農業構造については、昭和40年代における工業団地の立地を契機として、農業者その他産業への流出による兼業化や農地転用による経営規模の縮小が進み、農地の集積・集約化が進展しないまま推移してきましたが、近年になり高齢化や後継者不足が進み、世代交代等を機に規模拡大を希望する農業者等への農地の流動化が進みつつあります。

一方、狭小地や耕作不便等のため集積されない農地が遊休化する可能性が高まっており、これを放置すれば農地の集積が遅れるばかりでなく、周辺農地へ支障を及ぼすことも懸念されます。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成の基本的な考え方

本町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき「人・農地プラン」の定期的な見直しを行うとともに、話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増加させる方策等について話し合います。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用の最適化を推進します。また、農地中間管理機構の活用に当たっては、人・農地プランの定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進します。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり400万円 (1経営体当たり600万円)
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間

4 農業経営基盤強化のための施策

本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施します。

まず、本町は、農業協同組合、農業委員会、農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、大泉町農業再生協議会を設置し、集落段階における農

業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進します。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対し、大泉町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導します。

次に、農業委員会及び農業協同組合の機能を活用し、期間借地・農地流動化・農作業受委託等を積極的に推進し、認定農業者等担い手への農用地利用集積を図ります。

また、土地基盤の整備の充実により流動化の条件整備を進め、農用地利用改善団体による農地の貸付、借り手の掘り起こしを通じ集落単位での農地の流動化に努めます。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指します。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行います。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととします。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとします。

5 認定農業者等に対する支援

本町は、大泉町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けつつ行います。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の青年等就農計画の認定者は、過去5年間で1名でしたが、基幹作物である米麦の生産量の維持及び高収益品目である露地野菜の生産拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえつつ、本町の実情を考慮して、前回計画期間（5年間）での実績値と同数以上の当該青年等の確保を目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得）を目標とします。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり250万円 (1経営体当たり350万円)
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

(2) に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要です。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業指導センター地域の農業者、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について次のとおり示します。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 水稻 + 麦	<p>〈作付面積〉 水稻 1300a 小麦 1300a</p> <p>〈経営面積〉 13ha うち10haは通年借地</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(65ps、40ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー500ℓ ・フロントローダー ・マニュアスプレッダ <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整（貯蔵）施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・補助労力 2.0人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当たりの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結
② 水稻 + 麦 + 露地野菜 (ハクサイ、タマネギ)	<p>〈作付面積〉 水稻 900a 小麦 500a 二条大麦 400a ハクサイ 50a タマネギ 50a</p> <p>〈経営面積〉 9ha うち6haは通年借地 1haは期間借地</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(65ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (側条6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー500ℓ <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整（貯蔵）施設を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③ 水稻 + 麦 + 露地野菜(ナス、ハクサイ、ちぢみほうれんそう)	〈作付面積〉 水稻 300a 小麦 400a 二条大麦 50a ナス 20a ハクサイ 30a ちぢみほうれんそう 30a 〈経営面積〉 6.3ha うち 4.9haは通年借地	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター(30ps) ・自脱型コンバイン(4条) ・田植機 (側条5条) ・トラック (1.5 t・軽) ・動力噴霧機 ・播種機 ・管理機 〈その他〉 ・V字整枝による高品質栽培への取組み ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結
④ 施設野菜(イチゴ) + 水稻 + 麦	〈作付面積〉 イチゴ 20a 水稻 300a 小麦 300a 〈経営面積〉 3.2ha	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (25ps、8ps) ・田植機 (4条) ・ロータリーシーダー ・動力噴霧機 ・自脱型コンバイン(2条) ・トラック (1 t、軽) ・連棟ハウス(2,000m ²) ・暖房機 (温風式) ・予冷庫 〈その他〉 ・イチゴは大型ハウスによる栽培管理の省力化自動化 ・イチゴの平地育苗は、雨よけ又は、空中採苗とする ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷ポット育苗等、花芽分化促進技術の導入 ・イチゴの県育成品種の導入 ・水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用	・米麦生産組織に構成員(オペレーター)として参加し施設イチゴと米麦との複合経営の安定化を図る ・パート雇用の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・補助労力 1.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・快適な作業環境の整備=ハウスの複合環境抑制 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

[組織経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 水稻 + 麦 + 露地野菜 (ハクサイ、サイ、ブロッコリー、ニガウリ) 一、ニガウリ、ジヤガイモ	<p>〈作付面積〉 水稻 21ha 麦 13ha ハクサイ 20a ブロッコリー 20a ニガウリ 20a ジヤガイモ 20a</p> <p>〈経営面積〉 21ha</p>	<p>〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系) • トラクター (65ps、40ps、25ps) • 自脱型コンバイン(6条、4条) • 田植機 (6条、4条) • トラック (2t・軽) • ブームスプレア 500ℓ • フロントローダー • マニュアスプレッダ</p> <p>〈その他〉 • 側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 • 水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 • 水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> • パソコンの導入による経営管理の実施 • 農地集積による団地化と併せて地権者の合意によりほ場の大区画化を図る • 構成員間の役割分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> • 基幹労力 3.0人 • 給料制の導入 • 定期的な休日の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、現在、本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について次のとおり示します。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①水稻+麦	〈作付面積〉 水稻 700a 麦 900a 〈経営面積〉 9ha うち7haは通年借地	〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系) ・トラクター(65ps、40ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー500ℓ ・フロントローダー 〈その他〉 ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・補助労力 2.0人 ・夏期と秋期の臨時雇用の確保 ・農繁期中の1日当たりの労働時間は10時間以内にとどめる ・家族経営協定の締結
②水稻+麦+露地野菜(ハクサイ、タマネギ)	〈作付面積〉 水稻 400a 麦 400a ハクサイ 50a タマネギ 50a 〈経営面積〉 7ha うち3haは通年借地、1haは期間借地	〈資本装備〉 (大型機械化一貫体系) ・トラクター(65ps) ・自脱型コンバイン(6条) ・田植機 (側条6条) ・トラック (2t・軽) ・ブームスプレアー500ℓ 〈その他〉 ・側条施肥田植機の利用、施肥作業の省力化 ・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・水稻・麦の乾燥調整は共同乾燥調整(貯蔵)施設を利用	・農地集積により団地化を図る ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパート雇用 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③露地野菜(ナス、ブロッコリー、ちぢみほうれんそう)	〈作付面積〉 ナス 20a ブロッコリー 10a ちぢみほうれんそう 20a 〈経営面積〉 50a	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター(31ps) ・トランク(軽) ・動力噴霧機 ・播種機 ・管理機 〈その他〉 ・V字整枝による高品質栽培への取組み	・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する ・作業委託の活用による装備費用の軽減	・基幹労力 2.0人 ・補助労力 1.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・定期的な休日の確保
④施設野菜(キュウリ)	〈作付面積〉 促成キュウリ 20a 抑制キュウリ 20a 〈経営面積〉 20aは借地	〈資本装備〉 (中型機械化体系) ・トラクター (25ps、8ps) ・温室 (2,000m ²) ・燃料タンク (2k ^{リッ} ル) ・農作業場 ・灌水施設 (灌水井戸・1基) ・暖房機 (400坪用2機) ・動力噴霧機 ・土壤消毒機 ・トランク (軽) 〈その他〉 ・キュウリは購入苗利用による育苗の効率化 ・地域有機物資源活用による土づくり	・良質堆肥と有機質堆肥を主体とした施肥により生産安定を図る。 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・地域農家と連携を深め借地経営として安定性を確保する	・基幹労力 2.0人 ・収穫・調整作業に対するパートの雇用 ・快適な作業環境の整備=ハウスの複合環境抑制 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次に掲げるとおりです。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
71%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとします。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標です。
- 2 目標年次は、おおむね10年先とします。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町は、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は1区画が狭く分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されます。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的には以下の施策・事業の実施を図ります。

- ・農地中間管理事業
- ・集落営農の推進及び法人化

(3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施します。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の米麦を中心とした農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

ア 本町においては、小区画のほ場が多く効率的でないので、大型化により効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

イ 本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

以下、各個別事業ごとに述べます。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。
 - ア 農用地（開発して農用地とするところが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとします。
 - （オ） 所有权の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほ

か、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する事業（以下「農地中間管理事業」という。）又は法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによります。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借貸の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求めます。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得ること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得ること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本町は、(5)申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めます。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。

- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 本町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される

使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有者の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3か月以内に、農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第60条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、借権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ます。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとします。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告します。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の

設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければなりません。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借貸又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるととき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるととき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る事項を本町の公報に記載することその他所定の手段により公告します。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなします。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営

活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができます。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第24条に基づく意見を聞いた後、法第23条第1項の認定をします。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告します。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業

経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体

（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 本町は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大泉町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適当な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の設備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確保を図るために、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備するよう検討を進めます。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

本町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

- ① 本町は、農業生産基盤の整備等を行い、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上で条件整備を推進するとともに、農業経営の育成に資するよう努めます。
- ② 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとし、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めます。
- ③ 本町は、農地中間管理事業を活用し、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域における農用地利用を最適化します。
- ④ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画の樹立を進めます。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大泉町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮します。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進します。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた研修等の情報の提供を行います。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行います。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施します。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって群馬県立農林大学校や農業指導センター、農業委員、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、面接等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくります。

② 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化します。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、本町認定農業者協議会との交流の機会を設けます。また、商工会や観光協会とも連携して、生産物の販路の確保を支援します。

③ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施します。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導きます。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供、就農相談、技術やノウハウについての習得及び就農後のフォローアップについては農業指導センター、農業協同組合、本町認定農業者や地域の農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 7 年 2 月 28 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 28 年 12 月 9 日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 3 年 月 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人又は一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
　・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
　・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他の利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃貸の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないとときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. I の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

IV 所有权の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行なわれないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

用語解説

・大泉町農業再生協議会（おおいずみまちのうぎょうさいせいきょうかい）

経営所得安定対策などの実施に必要となる現場における推進活動や要件確認などを
行う地域段階の事業実施主体であり、農業者の代表、農業共済組合、農業委員会など
の農業関係者と町や農業協同組合で構成する団体のことです。

・家族経営協定（かぞくけいえいきょうてい）

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる
よう、経営方針や役割分担、就業環境などについて家族間の話し合いによって取り
決めるものです。

・群馬県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（ぐんまけんのうぎょうけいえい きばんのきょうかのそくしんにかんするきほんほうしん）

群馬県における効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生
産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法に基づ
き、群馬県の今後の農政を推進する目標として策定するもので、育成すべき効率的か
つ安定的な農業経営の指標や農用地の利用集積の目標、経営改善を図ろうとする者へ
の支援措置を定めています。

・高収益作物（こうしゅうえきさくもつ）

主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果
樹等のことです。

・省力型除草剤（しょうりょくがたじょそうざい）

使用量が従来にくらべ少量ですむ除草剤のことで、散布された除草剤が水面を浮遊
拡散しながら分散して有効成分を放出し、田面や水中に速やかに拡散するものなどが
あります。

・青年等（せいねんとう）

本町において新たに農業を営もうとする者（農業経営を開始して5年以内の者を含
む。）であって、農業経営を営もうとする時点において次のいずれかに該当する者で
す。

（1）18歳以上45歳未満の者

（2）65歳未満のものであり、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提
供の事業に3年以上従事した者

ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

・**青年等就農計画（認定新規就農者）制度（せいねんとうしゅうのうけいかく（にんていしんきしゅうのうしゃ）せいど）**

新たに農業を始めようとする青年等が作成する「青年等就農計画」を町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

・**青年等就農資金（せいねんとうしゅうのうしきん）**

就農に当つての準備に必要な経費、農業経営を開始するために必要な施設・機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金のことです。

・**側条施肥田植機（そくじょうせひたうえき）**

施肥機の搭載された田植機で苗の移植と同時に株の側面に肥料を散布することができ、作業の省力化が図れるものです。

・**地域水田農業ビジョン（ちいきすいでんのうぎょうびじょん）**

各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画のことです。

・**強い農業・担い手づくり総合支援事業（つよいのうぎょう・にないてづくりそうごうしえんじぎょう）**

各産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて切れ目なく支援するものです。

・**特定農業団体（とくていのうぎょうだんたい）**

担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農用地面積の3分の2以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者（農地利用改善団体）が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織であつて、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織（農作業受託組織）です。

・**特定農業法人（とくていのうぎょうほうじん）**

担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農用地面積の過半を集積する相手方として、農地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人

であって、農用地利用改善団体の構成員から農用地を引受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人です。

・**特定農用地利用規程（とくていのうようちりょうきてい）**

農用地利用規程内に農用地利用改善事業の実施区域での農用地の利用集積先として農地所有適格法人・集落営農組織等を定めたものです。

・**土地改良区（とちかいりょうく）**

地域の農業者により組織された団体で、農業用施設（水路・農道）などの整備、農地の区画整理等の土地改良事業を実施するほか、造成した土地改良施設の維持管理を行っています。

・**土地利用型農業（とちりょうがたのうぎょう）**

土地の広がりを活用することを當農の中心としている農業生産の方式で、主に水田を活用して穀類等を生産することを言います。

・**認定農業者（にんていのうぎょうしゃ）**

5年後に実現を目指す農業経営について、「農業経営改善計画」を作成し、町や県から認定を受けた農業者のことです。

・**農業経営改善計画（のうぎょうけいえいかいぜんけいかく）**

農業経営の現状や5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載したものです。

・**農業経営基盤強化促進法（のうぎょうけいえいきばんきょうかそくしんほう）**

我が国の農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標や経営改善を図ろうとする者への支援等を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

・**農業経営基盤強化促進事業（のうぎょうけいえいきばんきょうかそくしんじぎょう）**

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の高齢化や兼業化の進行と共に伴う農家の担い手減少、耕作放棄地の増加を防ぐため、関係機関等の協力の基で認定農業者の育成・支援や農業の担い手の確保及び農地の有効利用・保全活動等を行おうとする事業のことです。

・**農業次世代人材投資資金（のうぎょうじせだいじんざいとうしきん）**

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後（5年以内）の経営確立を支援する資金のことです。

▪ 農業機械銀行（のうぎょうきかいぎんこう）

　　担い手農家が保有する農業機械施設を効率的に利用するため、農作業受委託の仲介あっせん、作業料金の決済業務などを行う組織です。

▪ 農業指導センター（のうぎょうしどうせんたー）

　　農業者に農業技術や農業経営の改善に関する指導や情報を提供するとともに、新たに農業を始めようとする就農希望者のサポートなどを行っている機関です。

▪ 農地所有適格法人（のうちしょゆうてきかくほうじん）

　　所有権も含めた農地の権利を耕作目的で取得できる法人のことです。

▪ 農地中間管理機構（のうちちゅうかんかんりきこう）

　　「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき都道府県に設置された農地の中間的受け皿組織で、群馬県では公益財団法人群馬県農業公社が農地中間管理機構として知事の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

▪ 農地中間管理事業（のうちちゅうかんかんりじぎょう）

　　担い手への農地集積・集約化を目的として、農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となり、農地の貸し借りを行う事業のことです。

▪ 農用地利用改善事業（のうようちりょうかいぜんじぎょう）

　　農用地に関し権利を有する者の組織する団体（農用地利用改善団体）が農用地の利用に関する規程（農用地利用規程）で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいいます。

▪ 農用地利用改善団体（のうようちりょうかいぜんだんたい）

　　集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地の所有者・利用者で構成する団体で、その区域内における農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）等の事業を実施する団体のことです。

▪ 農地利用集積円滑化事業（のうちりょうしゅうせきえんかつかじぎょう）

　　農地等の効率的な利用や集積の促進を目的として、農地利用集積円滑化団体が農地等の所有者から委任を受けて、農地等の売渡しや貸付けを行う事業のことです。

▪ 農用地利用規程（のうようちりょうきてい）

　　農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を実施する場合において、実施内容等を定めたものです。

▪ 農用地利用集積計画（のうようちりょうしゅうせきけいかく）

　　農用地等の賃貸借権の設定や所有者の移転等を円滑に行うための手続きで、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、町が作成するものです。

・**箱施用剤**（はこせようざい）

育苗箱の苗に散布する殺虫剤、殺菌剤のことで、水稻の病害虫発生を予防し、本田での農薬散布回数を軽減するものです。

・**人・農地プラン**（ひと・のうちぷらん）

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の在り方などを明確化し、話し合いの結果を町が公表するものです。

・**V字整枝**（ぶいじせいし）

各作物の品質や収量を確保するため枝を整える方法の一つで、主枝と側枝以外のわき芽を小さいうちに摘み取り、二枝のみ支柱に結びつけ生育させるものです。

・**ブームス プレア**（ぶーむす ぷれあー）

トラクターに搭載して広いほ場の消毒作業や除草剤散布に使用するもので、薬剤タンクの後方にブームと呼ばれる長い腕を持ち、薬剤を広範囲に散布します。

・**フロントローダー**（ふろんとろーだー）

乗用トラクターの前部に装着され、飼料・収穫物等の運搬・積込み等に用いる装置のことです。

・**マニュアス プレッダ**（まにゅあす ぷれっだ）

たい肥等をほ場に散布する機械で、一般的には、トラクターでけん引しながら作業を行います。

・**予冷庫**（よれいこ）

いちご等のやわらかい果皮を持つ果実の温度を低下させ、果実の硬度を増すことによって、パック詰め時に果実に傷を付けることを少なくするものです。

・**利用権設定等促進事業**（りょうけんせっていそくしんじぎょう）

担い手への農地集積や農地の有効活用を目的として、町が農業委員会等と協力し農地の貸借や売買を進めて行く事業のことです。